

## 知的財産担当官について

当館では、海外において日本企業が知的財産権の侵害、特に模倣品・海賊版の問題に直面するケースが増加していることを踏まえ、知的財産担当官を設置しております。(国名等)における知的財産権問題に関するご意見、ご要望、ご相談等がございましたら当館経済班(021-8872-2513)までご連絡下さい。

### リンク

[在外公館における知財保護支援](#)

(↑本省ホームページの知的財産担当官紹介

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html>)へのリンク)